

電気供給業に係る区分計算書(所得割)参考様式について

この区分計算書及び各付表は、地方税法(以下「法」といいます。)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人が、都内に主たる事務所等を有する場合に、申告書に添付してください。なお、この計算書には予め計算式を設定してある欄がありますが、これらの計算書及び付表は、計算式も含め、参考様式であり、計算過程が記載されていれば他の形式でも差し支えありません。

この区分計算書には、本表及び付表1～4があります。

- 付表1 主たる事業と従たる事業の売上金額の比率及び按分基準の計算
- 付表2 販売費及び一般管理費の区分内訳書
- 付表3 雑収入の区分内訳書
- 付表4 雑損失の区分内訳書

この区分計算書の本表の概要は次の図のとおりです。

電気供給業に係る区分計算書(所得割)

※白いセルに記載(入力)してください。色のついたセルは自動計算されます。

按分基準を選択

売上(付表1④欄)
売上以外(付表1⑥欄)

按分基準(付表1から転記)

売上(付表1) 第1号事業 B 第 0.3008281

按分基準を選択
→付表1で基準を使用する数値を入力

科目・項目	第1号事業 R3.4.1		第3号事業 R4.3.31		共通 D (A-B-C)
	第1号	第3号	第1号	第3号	
法人名	記載例		記載例		
事業年度	R3.4.1		R4.3.31		
科目・項目					
不動産賃貸事業	0,000,000				
太陽光発電事業					
売上高(付表1①欄へ転記)			35,000		
不動産事業原価					
電気事業原価			04,000		
売上原価			04,000		
売上総利益(1-2)			31,000		
販売費及び一般管理費(付表2より転記)			21,000		
営業利益(3-4)			10,000		
受取利息					
受取手数料					
雑収入(付表3より転記)					
営業外収益			40,000		
支払利息					
営業外費用					
経常利益(5+6-7)			60,000		
特別利益					
発電設備売却損			20,000		
特別損失			20,000		
税引前当期純利益(損失)(8+9-10)			80,000		
法人税、住民税及び事業税			73,270		
法人税等調整額					
当期純利益(損失)(11-12)		8,238,480	6,730		
損金控除をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)					
損金控除をした道府県民税及び市町村民税					
損金控除をした納税充当金					
仮払税金認定損戻入					
法人税額から控除される所得税額					
税額控除の対象となる外国法人税の額					
税務加算(法人税別表4)					
納税充当金から支出した事業税等の金額					
法人税等の中間納付額及び過納納による還付金額					
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等					
前期売上計上漏れ認容			50,000		
税務減算(法人税別表4)	1,842,200	200,000	50,000		
法人税所得(欠損金控除前)(13+14-15)	9,660,600	8,766,270	5,256,730	▲ 4,362,400	7,453,937
計(16)(6号様式別表5①欄)					2,206,663
損金の額に算入した所得税額					
税額控除の対象となる外国法人税の額					
仮計(19+20-21)					7,453,937
繰越欠損金控除額(第1号・第3号事業)					
課税標準となる所得金額(22-23)					2,206,663

「売上高」以外の科目に含まれる収入で、売上按分基準に含める項目には▲列に★を記載(入力)し、付表1 ②欄へ転記(入力)してください。

備考
★受取手数料は、他社の機器販売取次手数料で、営業外収益に計上しているが、継続的に生じるものであり、第1号事業売上と同様に按分基準に含めた。

各事業の第6号様式別表らに転記してください。

自動計算のため、入力不要

按分基準を選択すると、基準に使用する数値により、専属+共通配賦後の金額が自動算出されます。

共通Dを配賦後の金額

第1号事業 F B+D×按分率

第3号事業 G C+D×按分率

共通配賦後

F = B + D × 按分率

G = C + D × 按分率

詳細な記載の手引きは、次ページのとおりです。
3ページ目以降に記載例があります。

※以下、所得等課税事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）を「第1号事業」、収入金額等課税事業（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）を「第3号事業」とします。

電気供給業に係る区分計算書（所得割）の記載の手引き

- 1 この区分計算書及び各付表は、第1号事業と第3号事業を併せて行う場合で、都内に主たる事務所等を有する場合には、申告書に添付してください。なお、この計算書には予め計算式を設定してある欄がありますが、これらの計算書及び付表は、計算式も含め、参考様式であり、計算過程が記載されていれば他の形式でも差し支えありません。
- 2 項目欄は、適宜追加及び項目名を変更してください。欄を追加する場合は、シート保護を解除してください。（欄を追加した場合は、計算式についてもご確認ください。）。なお、付表2～4に記載（入力）すると、集計額が区分計算書に自動的に転記されます。また、別に内訳書を作成し、内訳書で集約した金額を本表に転記（入力）しても差し支えありません。その場合は作成した内訳書も添付してください。
- 3 区分計算書・付表1～4と共に、次の資料を添付してください。
 - ・決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費に係る明細書、原価計算書）及び雑収入・雑損失の明細
 - ・法人税の明細書（別表4（連結申告法人においては別表4の2付表））（以下、「法人税別表4」といいます。）
 - ・区分計算書に一括記載した項目の区分内訳書
- 4 「区分計算書（本表、付表1～4）」の記載の方法・留意点

各列の記載の方法・留意点	「総額 A」	損益計算書、所得の金額の計算に関する明細書（法人税別表4）の総額を記載（入力）してください。
	「第1号事業 B」 「第3号事業 C」	第1号事業と第3号事業の事業部門ごとに、「総額 A」の金額を区分してください。 法人事業税・特別法人事業税については、通常、各事業部門に専属する経費となります。 （例えば、法人事業税については各事業に係る事業税額により、特別法人事業税については前期の確定申告における年税額で按分することにより区分することが可能です。）
	「共通 D」	「総額 A」に記載（入力）した金額から、「第1号事業 B」及び「第3号事業 C」に記載（入力）した金額を控除した金額が自動で表示されます。 手入力する場合は、各事業部門に共通の収入・経費を記載（入力）してください。 共通の収入・経費について、2種類以上の按分基準を用いる場合は、「共通 D」の列を追加してください。少数の項目についてのみ別の按分基準を用いる場合は、按分後の金額をF、G列の該当欄に記載（入力）し、その説明を備考欄に記載（入力）してください。
区分計算書本表の各欄の記載の方法・留意点	按分基準の選択、 「共通Dを配賦後の金額 F、G」	売上金額を按分基準とする場合は、付表1「按分基準の計算」の②欄に、損益計算書の「売上高」以外の科目に計上された収入のうち、金額または割合において重要なものや売上の税務調整等の金額を記載（入力）し、本表の右上の「按分基準を選択」で「売上（付表1④欄）」を選択してください。 売上金額以外の按分基準を使用する場合には、付表1「按分基準の計算」の⑤欄に按分に使用する数値を入力し、本表の右上の「按分基準を選択」で「売上以外（付表1⑥欄）」を選択してください。 事業構造の大きな変化などの特別な事情がない限り、按分基準は継続して同じものを使用してください。 「売上（付表1④欄）」又は「売上以外（付表1⑥欄）」を選択すると共通Dの配賦後の金額がF、G欄に自動で表示されます。
	1欄「売上高」	電気供給業に区分する売上は、原則として、電気事業会計規則による電気事業営業収益における収入（第1号事業に区分すべき器具販売収入、受託工事収入を除く）が対象となります。電気事業会計規則の適用がない場合でも、これに準ずる方法により計算した収入によります（取扱通知（県）第3章4の9の2）。 事業の種類を「科目・項目」欄又は「備考」欄に記載してください。
	20欄「損金の額に算入した所得税額」	法人税の所得の計算上、損金の額の算入した所得税額を第1号事業と第3号事業に区分して記載（入力）してください。当該金額が共通である場合は、按分後の金額を記載（入力）してください。
	21欄「税額控除の対象となる外国法人税の額」	「14欄（税務加算）」の内訳のうちの「税額控除の対象となる外国法人税の額」を、第1号事業と第3号事業に区分して記載（入力）してください。当該金額が共通である場合は、按分後の金額を記載（入力）してください。当期に減額された外国法人税額があるときには、減額された金額を除いた金額を記載（入力）してください。
	23欄「繰越欠損金控除額（第1号・第3号事業）」	第3号事業に係る繰越欠損金控除額（G23欄）は、法第72条の2第1項第3号イに該当する事業年度においては記載（入力）しません。

（注）第6号様式別表6「収入金額に関する明細書」の「収入金額の総額」欄への転記について次の金額を記載してください。

- ①G（第3号事業の共通配賦後の金額）に記載されている「売上高」「営業外収益」等の「収入金額」
- ②電気の売上などの「収入」を損益計算書の「原価」などのマイナスで計上していた場合の当該収入金額（備考欄に、説明を記載してください。）
- ③売上等収入の計上時期を法人税別表4で調整している場合はこの調整額も反映してください。

電気供給業に係る区分計算書（所得割）

按分基準を選択
 売上(付表1④欄)
 売上以外(付表1⑥欄)

按分基準（付表1から転記）	
売上（付表1④欄）	
第1号事業 B	第3号事業 C
0.3008281	0.6991719

※白いセルに記載(入力)してください。色のついたセルは自動計算されます。

法人名		記載例			
事業年度		R3.4.1		R4.3.31	
科目・項目	No.	総額 A	第1号事業 B (所得等課税事業)	第3号事業 C (収入金額等課税事業)	共通 D (A-B-C)
不動産賃貸事業		9,000,000	9,000,000		
太陽光発電事業		20,735,000		20,735,000	
売上高→付表1①欄へ転記	1	29,735,000	9,000,000	20,735,000	
不動産事業原価 (付表2より転記)		1,142,000	1,142,000		
電気事業原価		4,504,000		4,504,000	
売上原価	2	5,646,000	1,142,000	4,504,000	
売上総利益 (1-2)	3	24,089,000	7,858,000	16,231,000	
販売費及び一般管理費 (付表2より転記)	4	14,018,000	100,000	9,621,000	4,297,000
営業利益 (3-4)	5	10,071,000	7,758,000	6,610,000	▲ 4,297,000
受取利息		600			600
受取手数料	★	100,000	100,000		0
					0
雑収入 (付表3より転記)		1,912,800	930,000	140,000	842,800
営業外収益	6	2,013,400	1,030,000	140,000	843,400
支払利息		1,150,000		1,150,000	0
					0
雑損失 (付表4より転記)		75,000	0	0	75,000
営業外費用	7	1,225,000	0	1,150,000	75,000
経常利益 (5+6-7)	8	10,859,400	8,788,000	5,600,000	▲ 3,528,600
					0
特別利益	9	0	0	0	0
発電設備売却損		20,000		20,000	0
特別損失	10	20,000	0	20,000	0
税引前当期純利益(損失) (8+9-10)	11	10,839,400	8,788,000	5,580,000	▲ 3,528,600
法人税、住民税及び事業税	12	2,600,920	▲ 178,270	273,270	2,505,920
法人税等調整額					0
当期純利益(損失) (11-12)	13	8,238,480	8,966,270	5,306,730	▲ 6,034,520
損金経理をした法人税及び地方 法人税(附帯税を除く。)		0			0
損金経理をした道府県民税及び市 町村民税		0			0
損金経理をした納税充当金		2,471,000			2,471,000
仮払税金認定損戻入		793,200			793,200
					0
					0
法人税額から控除される所得税額		120			120
					0
税務加算(法人税別表4)	14	3,264,320	0	0	3,264,320
納税充当金から支出した事業税等 の金額		0			0
法人税等の中間納付額及び過誤納 による還付金額		758,400			758,400
所得税額等及び欠損金の繰戻しに よる還付金額等		833,800			833,800
前期売上計上漏れ認容	★	250,000	200,000	50,000	0
					0
					0
税務減算(法人税別表4)	15	1,842,200	200,000	50,000	1,592,200
法人税所得(欠損金控除前)(13+14-15)	16	9,660,600	8,766,270	5,256,730	▲ 4,362,400

共通Dを配賦後の金額	
第1号事業 F B+D×按分率	第3号事業 G C+D×按分率
9,000,000	20,735,000
1,142,000	0
0	4,504,000
0	0
1,142,000	4,504,000
7,858,000	16,231,000
1,392,658	12,625,342
6,465,342	3,605,658
180	420
100,000	0
0	0
0	0
1,183,538	729,262
1,283,718	729,682
0	1,150,000
0	0
0	0
0	0
22,562	52,438
22,562	1,202,438
7,726,498	3,132,902
0	0
0	0
0	0
0	20,000
0	0
0	20,000
7,726,498	3,112,902
575,581	2,025,339
0	0
7,150,917	1,087,563
0	0
0	0
743,346	1,727,654
238,617	554,583
0	0
0	0
0	0
0	0
36	84
0	0
981,999	2,282,321
0	0
228,148	530,252
250,830	582,970
200,000	50,000
0	0
0	0
0	0
678,979	1,163,221
7,453,937	2,206,663

「売上高」以外の科目に含まれる収入で、売上按分基準に含める項目にはNo.列に★を記載（入力）し、付表1②欄へ転記（入力）してください。

備考
 ★受取手数料は、他社の機器販売取次手数料で、営業外収益に計上しているが、継続的に生じるものであり、第1号事業売上と同様に按分基準に含めた。

各事業の第6号様式別表5に転記してください。

計(16) (6号様式別表5①欄)	19	7,453,937	2,206,663
損金の額に算入した所得税額	20		
税額控除の対象となる外国法人税の額	21		
仮計(19+20-21)	22	7,453,937	2,206,663
繰越欠損金控除額(第1号・第3号事業)	23		
課税標準となる所得金額(22-23)	24	7,453,937	2,206,663

※白いセルに記載（入力）してください。色のついたセルは自動計算されます。

法人名	記載例	事業年度	R3.4.1	R4.3.31
-----	-----	------	--------	---------

付表1 主たる事業と従たる事業の売上金額の比率 及び 按分基準の計算

1 売上高の計算

売上高以外の科目や税務調整科目に規模や割合が重大である収入（臨時のものを除く）がある場合及び売上高の計上時期に係る税務調整がある場合に②欄に入力してください。（「電気供給業のガイドブック」P.8の注3参照）（区分計算書の当該金額が計上されている科目のNO.欄に★印を入力してください。）

	総額 A	第1号事業 B	第3号事業 C
① 損益計算書の売上高（区分計算書1欄と同額）	29,735,000	9,000,000	20,735,000
② 売上高に計上していない収入（売上と同様に扱うもの）、その他の調整額★	▲ 150,000	▲ 100,000	▲ 50,000
③ 売上金額計（収入金額）（①+②）	29,585,000	8,900,000	20,685,000
備考	区分計算書に★を付した欄の金額を②欄で調整した。		

2 主たる事業と従たる事業の売上高の比率の計算

・主たる事業の売上金額に比較して従たる事業の売上金額が1割以下程度であるなど「電気供給業のガイドブック」P.11の条件を満たす場合は区分計算を行わず、主たる事業の課税方式により申告して差し支えありません。
 ・過年度に区分計算を行った場合は、事業の状況が変化したなどの特別の理由のない限り区分計算を継続してください。一時的に1割以下程度になる事業年度があったとしても、継続して区分計算を行う必要があります。

第1号事業 B	第3号事業 C
B③ / C③	C③ / B③
43.0%	232.4%

3 按分基準の計算

・端数処理なしで自動計算されます。（表示は小数点以下7桁未満四捨五入となっています）

	第1号事業 B	第3号事業 C
売上按分基準の計算④	B③ / A③	C③ / A③
	0.3008281	0.6991719

・売上以外の按分基準を使用する場合は、使用する数値を⑤欄に入力し、その内容を備考欄に記載してください。区分計算書「按分基準の選択」欄で「売上以外（付表1⑥欄）」を選択してください。

・前期と異なる按分基準を使用する場合は、備考欄に説明を記載（入力）してください。

売上以外の按分基準を使用する場合に記載（入力）してください。

	合計 A	第1号事業 B	第3号事業 C
売上以外の按分基準に使用する数値⑤	0		
売上以外の按分基準の計算⑥		B⑤ / A⑤	C⑤ / A⑤
		#DIV/0!	#DIV/0!

備考欄

法人名	記載例	事業年度	R3.4.1	R4.3.31
-----	-----	------	--------	---------

付表2 販売費及び一般管理費の区分内訳書

科目	No.	総額 A	第1号事業 B	第3号事業 C	共通 D (A-B-C)	第1号事業 F B+D×按分率	第3号事業 G C+D×按分率
役員報酬		600,000			600,000	180,497	419,503
法定福利費		134,000			134,000	40,311	93,689
福利厚生費		236,000			236,000	70,995	165,005
接待交際費		4,000			4,000	1,203	2,797
会議費		593,000		222,000	371,000	111,607	481,393
旅費交通費		238,000			238,000	71,597	166,403
通信費		266,000		240,000	26,000	7,822	258,178
消耗品費		934,000		166,000	768,000	231,036	702,964
修繕費		802,000		464,000	338,000	101,680	700,320
水道光熱費		81,000			81,000	24,367	56,633
新聞図書費		69,000			69,000	20,757	48,243
諸会費		42,000			42,000	12,635	29,365
支払手数料		366,000			366,000	110,103	255,897
車両費		316,000		316,000	0	0	316,000
地代家賃		287,000		143,000	144,000	43,319	243,681
保険料		98,000		98,000	0	0	98,000
租税公課		92,000			92,000	27,676	64,324
支払報酬料		730,000	100,000		630,000	289,522	440,478
減価償却費		7,972,000		7,972,000	0	0	7,972,000
繰延償却		154,000			154,000	46,328	107,672
雑費		4,000			4,000	1,203	2,797
					0	0	0
					0	0	0
					0	0	0
					0	0	0
販売費及び一般管理費 小計	4	14,018,000	100,000	9,621,000	4,297,000	1,392,658	12,625,342

区分計算書本表「販売費及び一般管理費（付表2より転記）」欄に自動的に転記されます。

付表3 雑収入の区分内訳書

科目	No.	総額 A	第1号事業 B	第3号事業 C	共通 D (A-B-C)	第1号事業 F B+D×按分率	第3号事業 G C+D×按分率
事業復活支援金	※1	1,000,000	880,000	120,000	0	880,000	120,000
保険金（売電関係）		20,000		20,000	0	0	20,000
保険金（売電以外）		50,000	50,000		0	50,000	0
還付加算金	※2	9,000			9,000	2,707	6,293
所得税等還付		833,800			833,800	250,830	582,970
					0	0	0
					0	0	0
					0	0	0
					0	0	0
					0	0	0
雑収入明細		1,912,800	930,000	140,000	842,800	1,183,538	729,262

区分計算書本表「営業外収益」雑収入欄（付表3より転記）に自動的に転記されます。

付表4 雑損失の区分内訳書

科目	No.	総額 A	第1号事業 B	第3号事業 C	共通 D (A-B-C)	第1号事業 F B+D×按分率	第3号事業 G C+D×按分率
消費税差額		75,000			75,000	22,562	52,438
					0	0	0
					0	0	0
					0	0	0
雑損失明細		75,000	0	0	75,000	22,562	52,438

区分計算書本表「営業外費用」雑損失（付表4より転記）欄に自動的に転記されます。

付表2, 3, 4の備考

※1：事業復活支援金は第1号事業と第3号事業の売上減少の割合により按分した。
 ※2：還付加算金は、共通とした（一部 1号事業に係る事業税の中間還付に対応する部分はあるが国税還付加算金、住民税還付加算金とともに共通とした。）。